

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
御浜町	市木地区 (上市木・下市木)	令和4年2月28日	令和4年2月28日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	307.97ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	237.25ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	81.18ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	25.86ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	34.45ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	33.99ha

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

新たな担い手を確保するため、担い手探しや新規就農者や移住者の受け入れ体制の整備を行う。
担い手確保のための積極的な情報発信を行い、後継者の獲得につとめる。
耕作面積を増やす意向がある人の掘り起こしを行う。農地の貸し手、借りて双方の意向の「見える化」を行う。
守るべき農地を明確化していく。
優良品種の栽培適地については、エリアでの保全を意識し、地区内での担い手の引き受け意向を明確にする。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	かんきつA	柑橘	2.55 ha	柑橘	2.55 ha	
認農	かんきつC	柑橘	0.80 ha	柑橘	1.80 ha	
認農	水稻A	水稻	6.00 ha	水稻	12.0 ha	
認農	かんきつD	柑橘	5.25 ha	柑橘	5.25 ha	
認農	かんきつE	水稻 柑橘	1.00 1.10 ha	水稻 柑橘	1.00 1.10 ha	
認農法	かんきつ法人A	柑橘	13.06 ha	柑橘	12.39 ha	
認農	かんきつH	柑橘	1.70 ha	柑橘	1.80 ha	
認農	かんきつI	水稻 柑橘	0.36 1.67 ha	水稻 柑橘	0.36 1.67 ha	
認農	かんきつJ	水稻 柑橘	0.20 1.63 ha	水稻 柑橘	0.20 2.12 ha	
認農	かんきつL	柑橘	2.50 ha	柑橘	2.50 ha	
認農	かんきつM	柑橘	1.80 ha	柑橘	1.80 ha	
認農	かんきつN	柑橘	1.71 ha	柑橘	1.59 ha	
認農	かんきつO	水稻 柑橘	0.20 1.24 ha	水稻 柑橘	0.20 1.26 ha	
認農	かんきつP	水稻 柑橘	0.30 2.63 ha	水稻 柑橘	0.30 2.85 ha	
認農	かんきつQ	柑橘	4.09 ha	柑橘	4.09 ha	
認農	かんきつR	柑橘	1.47 ha	柑橘	1.47 ha	
認農	かんきつT	水稻 柑橘	0.30 1.37 ha	水稻 柑橘	0.30 1.37 ha	
認農	かんきつV	柑橘	2.38 ha	柑橘	2.38 ha	
認農法	かんきつ法人B	柑橘	4.15 ha	柑橘	4.36 ha	
認農	かんきつW	水稻 柑橘	0.34 2.24 ha	水稻 柑橘	0.34 2.24 ha	
認農	かんきつX	水稻 柑橘	3.20 0.87 ha	水稻 柑橘	3.20 0.87 ha	
認農	かんきつY	柑橘	2.82 ha	柑橘	2.82 ha	
認農	かんきつ1	柑橘	2.16 ha	柑橘	2.46 ha	
認農	かんきつ2	水稻 柑橘	0.57 3.12 ha	水稻 柑橘	0.57 3.12 ha	
認農	かんきつ3	柑橘	1.29 ha	柑橘	1.29 ha	
認農	かんきつ4	柑橘	2.04 ha	柑橘	2.04 ha	
認農	かんきつ5	梅	3.50 ha	梅	3.50 ha	
認農	かんきつ7	水稻 柑橘	0.58 1.45 ha	水稻 柑橘	0.58 1.45 ha	
認農	かんきつ10	柑橘	3.20 ha	柑橘	3.14 ha	
認農	かんきつ11	柑橘	1.10 ha	柑橘	1.10 ha	
認農	かんきつ12	水稻 柑橘	3.00 2.01 ha	水稻 柑橘	3.00 2.01 ha	
認農	かんきつ14	柑橘	1.13 ha	柑橘	1.13 ha	
認農	かんきつ16	水稻 柑橘	0.70 0.80 ha	水稻 柑橘	0.70 0.80 ha	
認農	かんきつ21	柑橘	0.96 ha	柑橘	0.96 ha	
認農	かんきつ22	柑橘	1.17 ha	柑橘	1.17 ha	
認農	かんきつ27	水稻 柑橘	0.20 1.09 ha	水稻 柑橘	0.20 1.09 ha	
認農	かんきつ28	水稻 柑橘	4.00 0.68 ha	水稻 柑橘	4.00 0.68 ha	
認農	かんきつ34	柑橘	1.50 ha	柑橘	1.50 ha	
認農	かんきつ42	柑橘 梅	1.41 0.20 ha	柑橘 梅	1.41 0.20 ha	
認農	かんきつ44	水稻 柑橘	0.55 0.60 ha	水稻 柑橘	0.55 1.00 ha	
認農	かんきつ45	水稻 柑橘	0.10 1.70 ha	水稻 柑橘	0.10 1.70 ha	
認農法	梅A	梅	1.90 ha	梅	1.90 ha	
認農法	梅B	梅	9.00 ha	梅	9.00 ha	

認農	かんきつ49	水稻 柑橘 作業受託	1.75 2.40 ha 0.52	水稻 柑橘 作業受託	1.75 2.23 ha 0.52	
認農	かんきつ51	水稻 柑橘	0.03 0.56 ha	水稻 柑橘	1.40 0.86 ha	
認農	かんきつ54	柑橘	4.40 ha	柑橘	4.40 ha	
認農	かんきつ55	水稻 柑橘	0.10 0.93 ha	水稻 柑橘	0.10 0.93 ha	
認農	かんきつ56	水稻 柑橘	0.16 1.66 ha	水稻 柑橘	0.00 1.66 ha	
認農	かんきつ57	柑橘	1.64 ha	柑橘	1.94 ha	
認農法	梅D	梅	2.94 ha	梅	2.94 ha	
認農	かんきつ59	柑橘	1.04 ha	柑橘	1.04 ha	
認農	梅E	梅	2.65 ha	梅	2.65 ha	
認農	かんきつ67	柑橘	0.77 ha	柑橘	0.77 ha	
認農	かんきつ69	水稻 柑橘	0.40 2.55 ha	水稻 柑橘	0.40 2.00 ha	
認農	かんきつ73	柑橘	1.24 ha	柑橘	1.24 ha	
認農	かんきつ74	水稻 柑橘 作業受託	1.20 1.20 ha 3.30	水稻 柑橘 作業受託	1.20 1.20 ha 3.30	
認農	かんきつ76	柑橘	0.90 ha	柑橘	0.90 ha	
認農	かんきつ80	柑橘	1.35 ha	柑橘	1.35 ha	
認農	かんきつ81	柑橘	1.74 ha	柑橘	1.74 ha	
認農	かんきつ82	柑橘	0.83 ha	柑橘	0.83 ha	
認農	かんきつ83	柑橘	1.23 ha	柑橘	1.23 ha	
認農	かんきつ85	柑橘	2.55 ha	柑橘	2.55 ha	
認農	かんきつ88	柑橘	0.94 ha	柑橘	0.94 ha	
認農	かんきつ89	柑橘	0.87 ha	柑橘	0.87 ha	
認農法	かんきつ法人C	柑橘	8.20 ha	柑橘	10.0 ha	
認農	かんきつ90	柑橘	0.56 ha	柑橘	0.56 ha	
認農	かんきつ92	柑橘 野菜	0.57 0.07 ha	柑橘 野菜	0.57 0.12 ha	
認農	かんきつ100	水稻 柑橘	0.48 3.01 ha	水稻 柑橘	0.48 3.01 ha	
認農	かんきつ-ウ	柑橘	0.63 ha	柑橘	0.98 ha	
認農法	かんきつ法人D	柑橘	0.75 ha	柑橘	1.19 ha	
認農	かんきつ-ク	柑橘	1.00 ha	柑橘	1.25 ha	
認農	かんきつ-ケ	梅	0.0 ha	梅	1.50 ha	
認農	かんきつ-コ	柑橘 梅	2.00 10.0 ha	柑橘 梅	2.30 11.7 ha	
認農	かんきつ-サ	柑橘 梅	1.5 4.00 ha	柑橘 梅	1.50 5.50 ha	
認農法	かんきつ法人E	柑橘 梅	0.3 4.27 ha	柑橘 梅	0.32 5.97 ha	
認農	かんきつ-ニ	柑橘	1.21 ha	柑橘	1.48 ha	
認農	かんきつ-ヌ	柑橘	0.92 ha	柑橘	0.99 ha	
認就	かんきつ-ヒ	田 柑橘	0.32 0.87 ha	田 柑橘	5.00 9.40 ha	
認農	かんきつ-フ	柑橘	1.0 ha	柑橘	1.50 ha	
認就	かんきつ-マ	柑橘	0.66 ha	柑橘	0.86 ha	
認農	かんきつ-ミ	田 柑橘	0.27 0.55 ha	田 柑橘	0.27 0.55 ha	
認就	かんきつ-ム	柑橘	0.5 ha	柑橘	0.85 ha	
認就	かんきつ-ヤ	柑橘	0.83 ha	柑橘	0.83 ha	
認農	かんきつ-リ	柑橘	0.7 ha	柑橘	1.00 ha	
認農	かんきつ-ル	柑橘	0.7 ha	柑橘	1.20 ha	
計	85 人	計	208.36 ha	計	242.35 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地中間管理機構の活用方針を定める。 三重県農林水産支援センター(農地中間管理機構)および御浜町役場の農地銀行の制度周知につとめ潜在する農地の出し手、受け手の意向の掘り起こしを進める。</p>

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
御浜町	市木地区 (上市木・下市木)	令和4年2月28日	令和4年2月28日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	118.52ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	86.05ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	29.42ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.40ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	13.29ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>担い手は70歳代がもっと多い。耕作面積の7割弱を60歳代以上で担っている現状にある。 70歳以上の農家の耕作面積のうち8割が後継者の目途がたっていない状況にある。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>新たな担い手を確保するため、担い手探しや新規就農者や移住者の受け入れ体制の整備を行う。</p> <p>担い手確保のための積極的な情報発信を行い、後継者の獲得につとめる。</p>
<p>耕作面積を増やす意向がある人の掘り起こしを行う。農地の貸し手、借りて双方の意向の「見える化」を行う。</p>
<p>守るべき農地を明確化していく。 (作業効率よい優良農地など若手農業者に集約しやすい環境をつくる。)</p>
<p>将来の集約を念頭に農地の付加価値を増す取組を行う。</p> <p>農地の中間管理を行える法人制度の検討を行う。</p>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
御浜町	市木地区 (上市木・下市木)	令和4年2月28日	令和4年2月28日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	189.45ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	140.94ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	51.76ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	20.46ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	21.16ha
④地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0ha

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引き受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

担い手の高齢化が進み70歳代前半がもっと多い。また耕作面積の6割を60歳～70歳代で担っている現状にある。70歳以上の農家の耕作面積のうち8割が後継者の目途がたっていない状況にある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地集約に関し貸借手続きのルール化の検討。 貸し手となる高齢地権者に積極的に働きかけを行う。
担い手確保のための積極的な情報発信を行い、後継者の獲得につとめる。 (御浜町の農業の良さも積極的にアピールしていく。)
新たな担い手を確保するため、担い手探しや新規就農者や移住者の受け入れ体制の整備を行う。 担い手確保のための積極的な情報発信を行い、後継者の獲得につとめる。
耕作面積を増やす意向がある人の掘り起こしを行う。農地の貸し手、借りて双方の意向の「見える化」を行う。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。